

岐 阜 ア リ ー ナ
管 理 運 営 業 務 仕 様 書 補 足 資 料

岐阜県清流の国推進部地域スポーツ課

目 次

補足資料	1	岐阜アリーナ清掃業務仕様書	1
補足資料	2	岐阜アリーナ消防用設備保守点検業務仕様書	7
補足資料	3	岐阜アリーナ空調設備保守点検業務仕様書	9
補足資料	4	岐阜アリーナ音響・放送設備保守点検業務仕様書	12
補足資料	5	岐阜アリーナ電動式収納ステージ設備保守点検業務仕様書	14
補足資料	6	岐阜アリーナ自動ドア保守点検業務仕様書	16
補足資料	7	岐阜アリーナ樹木空地管理業務仕様書	17
補足資料	8	岐阜アリーナ受水槽清掃点検業務仕様書	19
補足資料	9	岐阜アリーナ警備業務仕様書	20

補足資料 1

岐阜アリーナ清掃業務仕様書

岐阜アリーナの清掃業務について、この仕様書に従って実施するものとする。

なお、この仕様書に示されていない事項で軽微な業務については、指定管理者が指定管理料の範囲内で実施するものとする。

1 業務名 岐阜アリーナ清掃業務

2 業務内容

- (1) 日常清掃業務
- (2) 定期清掃
- (3) ゴミ搬出処理
- (4) 雨水桝清掃
- (5) 汚水排水管洗浄業務

※年間実施回数と場所は別表による。

3 開館時間帯 毎日 9:00～21:00まで（行事により時間外使用あり）

4 休館日 12月29日～1月3日

5 清掃基本

- (1) 清掃は、開館時間帯に常に従事員を配置して清掃を行う。ただし、必要に応じて開館外時間帯であっても行うこと。
- (2) 清掃従業員の配置人数は、清掃内容に応じて指定管理者が判断する。
- (3) 共有場所（トイレ・通路・ロビー等）は常に点検巡視を行い、必要に応じて清掃を行う。
- (4) 夜間利用に伴う共有場所の汚れは、翌日の開館までに清掃を行う。

6 業務員の確保等

- (1) 指定管理者は、業務施行に必要な業務員を配置し、清掃の粗漏、所要時間の遅漏のないよう注意すること。
- (2) 業務員には、業務要領及び清掃器具の使用等必要な研修を十分に行い、業務中における事故及び建物、備品等の損害防止に注意すること。
- (3) 指定管理者は、業務に従事する業務員の指導監督、人事及び労働関係法令上の一切の責任を負うものとする。

7 業務責任者等

- (1) 指定管理者は、業務を監督するために業務責任者を指定するものとする。
- (2) 指定管理者は、業務責任者及び業務員の名簿を作成しなければならない。なお、業務責任者及び業務員に異動があった場合も同様とする。
- (3) 業務責任者は、現場責任者として業務の指導監督及び現場監視を行い、清掃業務の完全遂行を期するものとする。

8 業務日誌の確認

- (1) 指定管理者は、毎日業務実施後、検査を行い、実施内容を記録・保存するものとする。
- (2) 前項の業務実施記録において、不備が認められる場合は、指定管理者は遅滞なく補正を行い、再検査を実施しなければならない。

9 清掃業務等の条件

- (1) 清掃作業等に要する機材、器具及び消耗品の経費は指定管理者の負担とする。
- (2) 業務内容が仕様書に示すものに適合しないと業務責任者が認めたときは、その業務の手直しを行うものとする。

する。

- (3) 業務に使用する材料は、すべて使用前に業務責任者の検査を受けて合格したものであること。
- (4) 清掃に使用する材料は、品質良好の製品を使用すること。
- (5) 業務員は、作業中一定の衣服、帽子、名札を着用すること。
- (6) 業務実施中は、特に火災防止に留意し、引火性ガソリン、ベンジン等の使用は絶対に行わないこと。
- (7) 指定管理者の責任による施設の損傷等は、指定管理者の経費で原状復帰するものとする。
- (8) 業務員控室は、指定管理者の負担で設置するものとする。
- (9) 業務上必要な電力、水道等の使用料金は、指定管理者の負担とする。
- (10) 業務上必要として設置した電話の料金は、指定管理者の負担とする。

1 0 施設利用者からの清掃業務及びゴミ処分の受託について

事業に伴うゴミの発生が、当該指定管理業務の範疇を越えると判断された場合、施設利用者からの要望に基づき使用後の清掃業務を別途契約する場合は、本契約と同一条件で受託すること。ただし、これは岐阜県が施設使用者に清掃業務等の委託先を指定するものではない。

なお、指定管理業務範疇の有無は、指定管理者の判断とする。

1 1 業務の実施回数及び時間等

- (1) 業務区分毎の実施回数は、別紙「清掃作業基準表」とおりのとする。
- (2) 日常清掃業務は、開館時間帯に常に従業員を配置して実施するものとするが、執務及び施設利用者の使用に支障をきたさないように留意し、実施すること。
- (3) 定期清掃業務の実施日は、業務に支障のないよう定めるものとする。
- (4) 別紙「清掃作業基準表」において「随」となっている項目については、常に巡回を行い、汚れやゴミ、消耗品の不足を発見次第、原状回復を行い、施設利用者に対して常に不快感を与えないよう心がける。
なお、施設の利用のない日は、日常手の届かない場所を集中的に清掃を行う。
- (5) 別紙「清掃作業基準表」において「適」となっている項目については、利用終了後又は利用の前に確認清掃を行うもの。

1 2 業務の詳細内容

(1) 日常清掃

① 床清掃等

ア アリーナ通路及びホワイエ（1・2F）

- (ア) 毎日清掃を行い、次回の利用者にそなえる。
 - a 乾いたモップで押し拭きを行う。（水で濡らすと滑りやすい）
 - b 頑固な汚れは水拭きを行い、乾いたモップで拭き取る。

イ 会議室

- (ア) 利用後には必ず清掃を行う。
 - a ホウキでゴミ、ホコリを集める。
 - b 頑固な汚れは水拭きを行う。
 - c カーペット類は掃除機をかける。

ウ フロアー

- (ア) 利用者が使用後にモップ掛けを行うが、利用のない時に全体をモップで押し拭きを行い、ホコリ、砂等を取り除く。なお、原則水拭き及びワックス掛けは禁止とし、やむを得ずワックスを使用する場合は、それに伴うフロアーへの水分の影響を最小限にとどめるように注意する。
 - a モップは、週に1度は洗濯を行い、常にきれいにしておく。

エ 観覧席

- (ア) 利用後、集中的に清掃を行い、その後も随時行う。
 - a ゴミ及びガムやジュース等の付着物を除去し、掃除機でホコリ等を吸い取る。

オ 管理棟ロビー

- (ア) 毎日行う。
 - a 掃除機をかけモップで水拭きを行う。

- カ 管理棟事務室
 - (ア) 毎日行う。
 - a ホウキでゴミを集める。乾式モップで床面を押し拭きする。
- キ スロープ
 - (ア) 定期的に行う。
 - a ゴミを取り除き、散水を行い、ブラッシングで汚れを落とす。
 - b 散水した水は、水切りを行う。
- ク ベランダ通路
 - (ア) 定期的に行う。
 - a ホウキで落ち葉、ゴミ等を取り除く。
- ② 壁面清掃
 - ア ホウキ等で塵、蜘蛛の巣等を取り除く。
 - イ 場合によっては、水拭きを行う。
- ③ 備品の清掃
 - ア 机・椅子等
 - (ア) 会議室の机類は使用后汚れた箇所の水拭きを行い、椅子は乾拭きし、汚れによっては洗剤を使用する。
 - (イ) 電話機、操作盤等は、鳥毛払等で埃を取り除く。
 - イ ロッカー類
 - (ア) 使用されていないロッカー内の清掃を行う。（不審なロッカーは報告を行う）
 - (イ) 外観や内部が汚れている場合は、水拭き等で汚れを取り除く。
 - ウ 空調設備
 - (ア) 外機の汚れを水拭き等で落とす。
- ④ 灰皿、ゴミ箱の清掃
 - ア 灰皿
 - (ア) 館内は全面禁煙であるので、灰皿は開館時間中は常に館外に設置し、閉館時には館内に収納し、翌日の開館までにはきれいにすること。なお、灰皿に水を入れる等の処置は悪臭の元になるのでひかえること。
 - a 館外に設置の灰皿の吸い殻を火気に注意して取り除く。
 - b 灰皿の汚れがひどい場合は、水洗いを行い、乾かしてから元に戻す。
 - イ ゴミ箱
 - (ア) ゴミ箱は常に点検し、翌日の開館までにゴミ箱はきれいにすること。なお、ゴミは所定の倉庫に保管し、定期的に処分すること。
 - a 館内に設置のゴミ箱のゴミを取り除く。ゴミ袋は常に取り付けておく
 - b ゴミ箱の汚れがひどい場合は、水洗いを行い、乾かしてから元に戻す。
- ⑤ トイレの清掃
 - ア 重要清掃箇所。毎日点検清掃及び利用時には常に確認清掃を行う。
 - (ア) トイレトペーパー及び消臭剤並びに液体石鹸は、常に点検し不足分を常に補充する。
 - (イ) 便器、便座は常に確認し、汚れを確認した時点ですぐに水洗いを行う。
 - (ウ) 汚れがひどい場合は、洗剤を使用して除去する。便座は、乾式布で仕上げを行う。
 - (エ) 床は排水口が無くシート仕様のため、湿り程度のモップで汚れを拭き取る。乾燥モップで仕上げを行う。
 - (オ) 鏡の汚れを落とす。
 - (カ) 衛生品入れ器を点検して処理と清掃を行う。回収袋は常に設置する。
 - (ケ) ゴミ箱のゴミの取り除き。ゴミ袋は常に設置する。
- ⑥ マット、ソファー類の清掃
 - ア 玄関マット類を掃除機で清掃する。なお、汚れによっては洗剤・ブラシで汚れを除去する。
 - イ ソファー類は柔らかい布で拭きあげ、汚れによっては洗剤を使用して除去する。
- ⑦ ブラインド清掃
 - ア 鳥毛払い等でホコリを取り除く。

⑧ 窓ガラス・サッシ・ステンレス清掃

- ア 窓ガラス（低所）は、指紋や汚れを乾燥布で拭き取る。
- イ 特に自動ドアと1階ロビー・ホワイエのガラスは毎日点検する。
- ウ 汚れがひどい場合は、洗剤及び水を使用して清掃する。

⑨ 屋外清掃

- ア 敷地内のゴミ拾い
- イ 除草（適時目立つ雑草の除草を行う）
- ウ 側溝、排水溝等清掃
- エ 落葉清掃
- オ 除雪

(2) 定期清掃

① 床清掃・ワックス掛け等

【清掃場所】

- ア アリーナ通路及びホワイエ（1・2F）
- イ 会議室及び各室
- ウ 管理棟ロビー及び通路
- エ 管理棟会議室等

【清掃方法】

- ア 床用洗剤を使用しブラッシングで汚れを落とす。
- イ 乾燥した後に、ワックスをかけつや出しを行う。

② 窓ガラス・サッシ・ステンレス清掃

- ア 全ての窓ガラス（低所、高所）の水拭きを行う。
- イ サッシも乾燥布で拭き取る。汚れがひどい場合は、水洗いを行う。
- ウ ステンレス等金属部分は、柔らかい布で拭き取り、つや出しを行う。

③ 換気扇清掃

- ア 各室の換気扇の清掃を行う。汚れがひどい場合は洗剤で洗浄する。
- イ 排気口の網の根詰まりを清掃する。

④ 空調設備フィルター清掃

- ア 各室及び通路に設置の空調設備用フィルターを清掃する。
- イ 実施回数は、冷房期（6～9月）4回以上、暖房期（11～3月）5回以上、年回計9回以上とする。ただし、内年間2回（冷房期1回、暖房期1回）は、水で洗浄する。

⑤ 灯具清掃等

- ア 照明器具の上部、反射板、取付器具等の水拭きを行う。
- イ 誘導灯は、外部の汚れを水拭きで取り除く。
- ウ ロビー設置の電光時計も清掃する。
- エ アリーナ天井照明以外の全ての照明灯具（誘導灯及び外壁灯含む）の蛍光管及び電球の球切れを発見次第、交換する。

(3) ゴミ搬出処理

- ① 行事に伴い館内及び敷地に生じたゴミは、一旦ゴミ倉庫に保管する。
- ② ゴミ倉庫の保有スペースが無くなった時点で、ゴミの搬出処理を行う。（平均月1回以上）

(4) 雨水桝清掃業務

- ① 3階天井屋根裏の雨水桝の清掃を行う。

(5) 汚水（雨水も含む。）排水管洗浄業務

- ① 汚水（雨水も含む。）排水管の沈殿物を排除するため、高圧ジェット洗浄等を行う。

補足資料 2

岐阜アリーナ消防用設備保守点検業務仕様書

消防用設備の点検業務は、消防法第 17 条の 3 の 3 の規定に基づく昭和 61 年 4 月 16 日付消防庁告示第 3 号による点検基準及び昭和 61 年 1 月 13 日付消防庁安全救急課長通達第 168 号の点検要領に従い、次の事項を実施するものとする。

- 1 保守点検対象施設
岐阜アリーナ
- 2 保守点検対象設備
別紙「消防用設備一覧表」に掲げる消防用設備
- 3 年間設備保守点検回数
機器点検年 2 回以上、総合点検年 1 回以上
- 4 点検作業方法
 - (1) 点検方法については、昭和 61 年消防庁告示第 3 号による点検基準及び点検表、昭和 61 年消防庁安全救急課長通達第 168 号の点検要領に基づいて実施するものとする。
 - (2) 本仕様書に基づく業務は、緊急の場合を除き、岐阜アリーナの業務に支障のない時間帯に行うものとする。なお、点検完了後点検報告書を作成・保管すること。
- 5 その他
 - (1) 消防用設備の破損もしくは老朽化に伴う機器、部品等の更新または取替が必要なものはこれを更新・取替える。
 - (2) この仕様書に定めのない事項については、岐阜県及び指定管理者が協議して施行するものとする。

消防用設備一覧表

名 称	仕 様	数 量
1 自動火災報知器	受信機 1級25回線 電源装置 発信機 1級 表示灯 30V ベル 150m/m スポット型感知器 差動式 " 定温式 " 光電式 分布型感知器 差動式 消火栓起動リレー	1 台 1 式 14 個 14 個 14 個 55 個 5 個 22 個 21 個 1 台
2 非常放送設備	防災アンプ スピーカー 壁掛け型 スピーカー 吊下両面型 スピーカー ソノライン 非常用リモートマイク	1 台 8 個 16 個 2 個 1 台
3 誘導灯	避難口誘導灯 大型 " 中型 通路誘導灯 中型	20 台 11 台 18 台
4 漏電火災警報器	受信機 音響装置 変流器	1 式 1 式 1 式
5 屋内消火栓設備	ポンプ及モーター ポンプ操作盤 消火栓ボックス (表示灯含む) 起動ボタン 表示灯	1 式 1 式 14 台 14 個 14 台
6 スプリンクラー設備	ポンプ及びメーター ポンプ操作盤 スプリンクラーヘッド 表示盤 ベル 起動装置 流水検知装置自動警報弁 圧力スイッチ 送水口	1 式 1 式 642 個 1 式 7 個 1 式 5 個 4 個 1 基
7 消火器	粉末消火器 ABC10型	35 本
8 自家用発電機	連動試運転 (発電機) 非常電源 (蓄電池設備)	1 台

補足資料3

岐阜アリーナ空調設備保守点検業務仕様書

- 1 業務名 岐阜アリーナ空調設備保守点検業務
- 2 場所 岐阜アリーナ 岐阜市藪田南2丁目1-1
- 3 点検の機種と台数
 - ・ガス焚冷温水発生機 (CH-MX360H2C-2基ユニット型) 2基
 - ・冷却塔 (開放式超低騒音形) 1基
 - ・冷却水ポンプ (渦巻型 125×100Φ-11kw) 2台
 - ・冷温水ポンプ (渦巻型 100×80Φ-15kw) 2台
 - ・空調機(ユニットフィルター組込) (横型 屋外仕様-15kw×2) 2基
 - ・ファンコイル (天吊露出800型) 10台
 - ・自動制御機器 (山武製) 1式
- 4 点検項目及び点検内容(年2回以上点検)
 - (1) 冷温水発生機
 - ①アロエース冷暖切替調整
 - ・外観本体の破損、腐食等の確認
 - ・冷温水量の点検確認
 - ・冷却水量の点検確認
 - ・風圧点検確認
 - ・燃焼圧点検確認
 - ・凝縮器温度の点検確認
 - ・蒸発器温度の点検確認
 - ・SS(排気)点検調整
 - ・CDS/F電流(燃焼)点検調整
 - ・パラジウムセルセル点検確認
 - ・冷温水入、出口温度点検確認
 - ・冷却水入、出口温度点検確認
 - ・溶液循環ポンプ動作確認
 - ・冷暖切替弁点検
 - ・真空調査点検確認
 - ②冷却塔の点検調整
 - ・CTS作動の点検、確認
 - ・冷却ファンの点検
 - ・ボールタップの点検確認
 - ・散水状態の点検確認
 - ・貯水槽の点検清掃
 - ・ブローダウン量の調整
 - ・薬品処理剤投入
 - ③冷温水、冷却水ポンプ点検調整
 - ・水漏れの点検調整
 - ・メカニカルシールの点検調整
 - ・保護装置の点検調整
 - ・モートル絶縁の点検確認
 - ・運転状況の点検及び調整(異音及び振動)

* 冷却水ポンプ点検調整（冷房期のみ）

④ 遠方操作盤

- ・ 本体外観の点検、確認
- ・ 遠方発停の点検、確認

(2) 空調機

① 空調機（KH-60）

- ・ 機内外清掃
- ・ 送風機ベルト調整
- ・ 送風機ベアリング注油
- ・ ファンローター汚れガタ点検
- ・ ベアリング音点検
- ・ フィン目詰り、汚れ点検
- ・ 各部水漏れ点検
- ・ 断熱保温状態点検
- ・ 加湿・噴霧状態点検
- ・ 温湿度調節器点検
- ・ 電動弁、電磁弁点検
- ・ ブレーカー・スイッチ廻り点検
- ・ 各部絶縁測定
- ・ 各部運転電流測定
- ・ 各部運転電圧測定
- ・ 冷温水出入口温度測定
- ・ 空気吸込・吹出温度測定
- ・ 運転状態確認

② ユニットフィルター洗浄

- ・ 洗浄剤（アルミフィンクリーナー、デクリーサー）
- ・ 洗浄作業（高圧洗浄）
- ・ 脱着作業

③ ファンコイルフィルター洗浄

- ・ 洗浄剤（アルミフィンクリーナー、デクリーサー）
- ・ 洗浄作業
- ・ 運転状態点検

(3) 送排風機

- ・ 送風機ベルト調整
- ・ 送風機ベアリング注油
- ・ ベアリング音点検
- ・ ブレーカー・スイッチ廻り点検
- ・ 各部絶縁測定
- ・ 各部運転電流測定
- ・ 各部運転電圧測定
- ・ 運転状態確認

(4) 自動制御機器

① 熱源廻り制御

- ・ 温度調節器点検、確認
- ・ 電極リレー／電極点検、確認
- ・ ミズコン調節器点検、確認
- ・ 電動ボール弁 32A点検、確認

- ・電動ボール弁 20 A点検、確認
- ・電動ボール弁 40 A点検、確認

②空調機制御

- ・温度検出器点検、確認
- ・温湿度発信機点検、確認
- ・CO₂濃度発信機点検、確認
- ・デジタル式調節器点検、確認
- ・直結形ダンパ操作器点検、確認
- ・補助ポテンシオメータ点検、確認
- ・アクションネーターモーター点検、確認
- ・アクションネーターモーター点検、確認
- ・3方弁 125 A点検、確認

③ルーフベンチレータダンパ切替

- ・直結形ダンパ操作器点検、確認

④水槽監視

- ・電極リレー／電極点検、確認

⑤盤関係

- ・集中管理パネル点検、確認
- ・自動制御盤点検、確認

5 点検日時・結果報告

本仕様書に基づく業務は、緊急の場合を除き、岐阜アリーナの業務に支障のない時間帯に行うものとする。なお、点検完了後点検報告書を作成・保管すること。

6 その他

期間中故障が生じた場合は、速やかに技術者を派遣して対応すること。

補足資料 4

岐阜アリーナ音響・放送設備保守点検業務仕様書

- 1 業務名 岐阜アリーナ音響・放送設備保守点検業務
- 2 機器 音響・放送設備一式
- 3 設置場所 岐阜アリーナ 岐阜市藪田南2丁目1-1
- 4 業務内容 ・動作点検（年1回以上）
 ・精密点検（年1回以上） 計2回以上
- 5 業務詳細

I 動作点検

品名	内容	数量	単位	備考
①音響調整卓及び電力増幅器	動作点検、外観清掃	1	式	
②音響調整架	調整ソフトによる設定 データの確認	1	式	
③メインスピーカー類	動作点検、調整 外観清掃	1	式	
④周辺機器ワゴン	動作点検、外観清掃	1	式	
⑤コンセント関係	回路点検、外観清掃	1	式	
⑥ワイヤレスマイク類	動作点検、調整 外観清掃	1	式	
⑦マイクロフォン及び スタンド類	動作点検、外観清掃	1	式	
⑧インカム装置	回路点検、動作点検 外観清掃	1	式	

II 精密点検

品名	内容	数量	単位	備考
①音響調整卓及び電力増幅器	f 特性、利得、歪率 S/N比測定 動作点検、外観清掃	1	式	
②音響調整架	調整ソフトによる設定データの確認	1	式	
③メインスピーカー類	動作点検、調整 外観清掃	1	式	
④周辺機器ワゴン	動作点検、外観清掃	1	式	
⑤コンセント関係	回路点検、外観清掃	1	式	
⑥ワイヤレスマイク類	動作点検、調整 外観清掃	1	式	
⑦マイクロフォン及びスタンド類	動作点検、外観清掃	1	式	
⑧インカム装置	回路点検、動作点検 外観清掃	1	式	

6 特記事項

- ・音響調整卓 デジタル型。
音場補正処理も主装置本体のデジタル処理で動作。
当データを最良の状態のパラメータで保有し、当データを基にメンテナンス及び障害除去又は復旧作業を行う。

7 その他

本仕様書に基づく業務は、緊急の場合を除き、岐阜アリーナの業務に支障のない時間帯に行うものとする。なお、点検完了後点検報告書を作成・保管すること。

補足資料5

岐阜アリーナ電動式収納ステージ設備保守点検業務仕様書

- 1 目的 岐阜アリーナ電動式収納ステージについて、動作点検及び精密点検を行い、常に品質の維持管理を目的とする。
- 2 点検回数 年1回以上（動作点検及び精密点検）
- 3 報告書 点検整備完了当日に、保守点検報告書を作成・保管する。
- 4 点検内容

	検査項目	検査要領	備考
外 観 検 査	後脚の変形有無	目視	
	中脚の変形有無	目視	
	前脚の変形有無	目視	
	駆動部の変形有無	目視	
	床面、前幕の変形、汚れ	目視	
	補強フレームの変形	目視	
	ワイヤー動輪及び車輪の変形、摩耗	目視	
	塗装面の汚れ、傷	目視	
	収納時の壁面との揃い	目視	
	ボルト、ナット、ねじの締め具合	手動	
	ワイヤー摩耗、損傷、断線、たるみ	手動	
	収納ケースの損傷	目視	
	外形寸	開閉時の間口、高さ、奥行き	スケール
収納時の高さ		スケール	
作 動 確 認	本体の開閉、収納	作動確認	
	非常停止	作動確認	
	モーターの作動	作動確認	
	減速器の作動、部品損傷	作動確認	
	機器の接続部の確認	手動	
	その他異常、異音の確認	作動確認	
	スイッチ接触確認	作動確認	

制 御 装 置	制御盤の損傷	目視	
	ケーブルの損傷	目視	
	作動時のブザー作動	作動確認	
	使用側、収納側のリミット作動	作動確認	
	絶縁テスト	器具測定	

補足資料6

岐阜アリーナ自動ドア保守点検業務仕様書

上記業務について、本仕様書に基づき定期点検を実施するものとする。
なお、緊急の点検及び調整の必要が生じた場合は、必要な業務を行うものとする。

1 対象箇所

1 階 ロビー入口 1台

2 業務実施要領

業 務 内 容	実施回数
ドアエンジン装置各部の点検調整	年4回以上
ドアエンジン開閉速度及びクッション作動の異常有無の点検調整	
ドアエンジン装置の電気回路の異常有無の点検調整	
オイル漏れ及びエア漏れの有無の点検調整	
オイル不足及び潤滑油不足の有無の点検補充	
ドアが擡れていないかどうかの点検整備	

補足資料 7

岐阜アリーナ樹木空地管理業務仕様書

岐阜アリーナ樹木空地管理業務について、本仕様書に基づき実施するものとする。

1 委託業務の範囲

岐阜アリーナ敷地

2 樹木及び芝生並びに空地の種類等

別添「樹木空地管理対象一覧表」のとおり

3 作業内容

樹木

- ① 樹木の刈り込み、剪定 年1回以上
- ② 病害虫の駆除、消毒 年2回以上
- ③ 除草 年3回以上 上記作業時に適時行う
- ④ 切枝処分 適宜

上記作業は、標準的なものを示すものであり、必要に応じ回数を追加して実施すること。

4 作業に当たっての注意事項

- (1) 作業工程及び業務責任者を定めること。
- (2) 樹木管理台帳を作成して、作業行程を記載すること。
- (3) 高所作業の実施に当たっては、労働安全の確保に配慮すること。
- (4) 剪定した枝及び刈り取った芝等は、速やかに撤去し、美観の保持に配慮すること。
- (5) 施設内の病害虫等の防除においては「県有施設における病害虫等防除に関する基本方針について」に記載されている内容に沿って対応すること。

樹木空地管理業務対象一覧表

		H	C	W	数量	単位
ケヤキ		13.0	2.10	14.0	1	本
クロマツ		4.0	0.44	2.8	1	本
タマツゲ	球形	0.7			1	本
タマツゲ	球形	0.8			3	本
タマツゲ	球形	0.9			3	本
サツキ	寄植	0.2			0.3	m ²
サツキ	寄植	0.4			8.2	m ²
芝刈り					50.0	m ²
除草					85.1	m ²
サツキ		0.6			31.5	m ²
除草	寄植				31.5	m ²
ケヤキ		14.0	1.65	13.0	1	本
クロマツ		3.5	0.40	2.1	1	本
クロマツ		2.7	0.34	2.0	1	本
タマツゲ	球形	0.8			1	本
タマツゲ	球形	1.0			1	本
タマツゲ	球形	1.1			5	本
サツキ	寄植	0.3			6.9	m ²
サツキ	寄植	0.4			1.6	m ²
芝刈り					57.2	m ²
除草					86.1	m ²
クロマツ		5.2	0.61	4.0	1	本
モチノキ		2.5	0.53	2.6	1	本
サザンカ	生垣	1.6			97.1	m ²
タマツゲ	球形	1.0			2	本
タマツゲ	球形	1.2			1	本
サツキ玉	球形	0.4			1	本
ヒラドツツジ玉	球形	1.0			1	本
カンツバキ	寄植	0.7			8.8	m ²
サツキ	寄植	0.6			0.8	m ²
サツキ	寄植	0.3			5.0	m ²
ドウダンツツジ	寄植	0.8			1.5	m ²
ドウダンツツジ	寄植	0.9			6.8	m ²
ヒイラギナンテン		0.7			3	本
除草					68.5	m ²
ヒマラヤスギ		13.0	1.12	4.3	1	本
ヒマラヤスギ		14.0	1.00	3.0	1	本
ヒマラヤスギ		11.0	0.86	4.0	1	本
ケヤキ		15.0	1.80	12.0	1	本
ケヤキ		17.0	1.80	12.0	1	本
マキ		5.8	0.35	2.0	1	本
モチノキ		3.5	0.30	2.1	1	本
モチノキ		2.5	0.33	2.1	1	本
モチノキ		1.9	0.18	1.7	1	本
モミジ		2.4	0.39	2.5	1	本
サザンカ	生垣	1.5			107.6	m ²
ヒラドツツジ玉	球形	0.7			1	本
ヒラドツツジ玉	球形	0.8			3	本
ヒラドツツジ玉	球形	0.9			4	本
ヒラドツツジ玉	球形	1.0			1	本
ドウダンツツジ玉	球形	0.6			7	本
タマツゲ	球形	0.9			1	本
除草					274.1	m ²

補足資料 8

岐阜アリーナ受水槽清掃点検業務仕様書

給水及び排水を建築物環境衛生基準に基づき適正に管理するため、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」（昭和45年法律第20号（以下「法」という））第4条の規定により、定期的に清掃点検を実施するものとする。

1 清掃作業における資格基準

受水槽の点検作業は、法第7条に定める建築物環境衛生管理技術者免状を有するものを管理者として選出し、実施する。

2 業務の内容

清掃業務は法律施行規則第4条第1項（貯水槽の清掃）、第4条の3（排水に関する設備の清掃）に基づき給水、排水が衛生管理上良好な状態を維持できるように実施するものとする。

3 業務計画

業務実施にあたっては年間業務実施計画表を作成するとともに、清掃点検修理記録表を作成・保管するものとする。

4 受水槽の容量及び清掃点検修理等業務回数

名 称	規格、容量等	清掃点検修理回数
飲料用受水槽	2槽式 26.25m ³ 1基	1年以内に1回以上

上記機器の修理は清掃点検結果、小修理についてはその時点において実施するものとする。

5 その他

水槽清掃と併せて水質検査（年4回以上）についても関係法規に基づいて実施すること。

岐阜アリーナ警備業務仕様書

岐阜アリーナ警備業務は、この仕様に従って実施するが、この仕様書に示されていない事項で、軽微な事項については、指定管理料の範囲内で実施するものとする。

1 警備対象

所在地 岐阜市藪田南2丁目1-1
名称 岐阜アリーナ建物内、アリーナ敷地及び駐車場

2 目的

岐阜アリーナの施設内における火災、盗難その他の事故を未然に防止し、財産の保全、利用者及び職員等の安全を保持することを目的とする。

3 業務内容

- (1) 開館時間内においては、施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の進入防止、火の元及び消火器・火災報知器等の点検、放置物の除去等避難動線の常時確保、不審物の発見・処置等を行うこと。
- (2) 開館時間外においては、警備員の配置や機械警備を設置するなど、火災・盗難等を警戒し、防止すること。
- (3) 警備業務従事者を配置する場合は、警備業法上の適格者を配置すること。また、スポーツ施設の管理の知識と経験を有していること。
- (4) 混雑時等においては、適宜、駐車場整理にかかる警備員を配置する等、混雑の緩和、安全確保に努めるとともに、施設周辺の交通状況については、地元警察署からの依頼等に積極的に協力すること。

4 その他

警備にあたっては業務責任者を配置するものとする。